

**【重要】 酒類又はカラオケ設備の提供を行っていない
飲食店の皆様へ**

岡山県時短要請協力金(第2期)

5月16日～5月31日

酒類又はカラオケ設備の提供を行っていない飲食店については、営業時間の短縮又は休業を行った場合でも、協力金が支給されない場合がありますので、ご注意ください。

＜協力金の対象となる飲食店（酒類又はカラオケ設備の提供をしていない場合）＞
酒類又はカラオケ設備の提供を行っていない飲食店は、元々営業時間が5時～20時を超えている必要があります。

(例1) 対象となる場合

営業時間 9時～21時 ⇒ 9時～20時

元々の営業時間が20時を超えている。元々の営業時間を1時間短縮し20時までとしており、**対象**となります。

(例2) 対象とならない場合

営業時間 7時～19時 ⇒ 7時～17時

元々の営業時間が20時を超えていないため、協力金の**対象外**となります。

下記のフロー図で対象になるかどうかご確認ください。

(参考) 対象フロー図

飲食店・遊興施設・結婚式場

